

事業概況報告書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

事業者名 \_\_\_\_\_

資本金

資本金の額	千円
-------	----

大株主（自己株式を除き、所有株式数の多い順に10名を記載すること。）

株主名	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）	株主名	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）

役員

	役職名	氏名	常勤非常勤の別	所有株式数（株） 又は出資額（円）	発行済株式総数又は出資総額に対する割合（%）
取締役、理事 その他業務を 執行する役員					
監査役、監事 その他取締役 等の職務の執行を 監査する役員					

経営している事業

事業の名称	従業員数（人）	売上高（営業収益） 構成比率（%）	事業の名称	従業員数（人）	売上高（営業収益） 構成比率（%）
計					100%

当事業年度の収益が、前事業年度の収益に比して増加し又は減少した場合におけるその主たる理由

当事業年度の費用が、前事業年度の費用に比して増加し又は減少した場合におけるその主たる理由

備考

従業員数は、給与支払の対象となつた月払支給人員（日雇労働者（日雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者をいう。）にあつては、22人日を1人として換算）の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

営業収益明細表

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

事業者名

区		分	金額
一般港湾運送事業収入	港湾運送収入	港湾荷役料金収入	千円
		船内荷役料金収入	
		沿岸荷役料金収入	
		はしけ運送料金収入	
		いかだ運送料金収入	
		計	
	港湾運送雑収		
	合計		
港湾荷役事業収入	港湾運送収入	直請収入	
		下請収入	
		計	
	港湾運送雑収		
合計			
はしけ運送事業収入	港湾運送収入	直請収入	
		下請収入	
		計	
	港湾運送雑収		
合計			
いかだ運送事業収入	港湾運送収入	直請収入	
		下請収入	
		計	
	港湾運送雑収		
合計			

検数事業収入	港湾運送収入	
	港湾運送雑収	
	合計	
鑑定事業収入	港湾運送収入	
	港湾運送雑収	
	合計	
検量事業収入	港湾運送収入	
	港湾運送雑収	
	合計	
港湾運送事業営業収益合計		
その他事業収入	事業	
	事業	
	事業	
その他事業営業収益合計		

備考

営んでいない港湾運送事業に係る収入の欄は省略することができる。



費	租税公課	固定資産税									
		自動車税									
		その他									
		計									
	備用品費										
	下	払	費								
	その他経費	旅	費								
		被	服	費							
		水	道	光	熱	費					
		通	信	運	搬	費					
		会	議	費							
		交	際	費							
		そ	の	他							
計											
港	湾	運	送	費	合	計					
港湾運送事業一般管理費	人	件	費								
	修	繕	費								
	減	価	償	却	費						
	保	險	料								
	施	設	使	用	料						
	租	税	公	課							
	そ	の	他	経	費						
	一	般	管	理	費	合	計				
港	湾	運	送	事	業	営	業	費	合	計	
区	分	事業	事業	事業			計				
そ	の	他	事	業	費	千円	千円	千円	千円	千円	
そ	の	他	事	業	一	般	管	理	費		
そ	の	他	事	業	営	業	費	合	計		

港 湾 運 送 事 業 人 件 費 明 細 表

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

事業者名

区 分		事業	事業	事業	計
港 湾 運 送 費	給 料	千円	千円	千円	千円
	手 当				
	賞 与				
	退 職 金				
	法 定 福 利 費				
	厚 生 福 利 費				
	日 雇 労 務 費				
	そ の 他 人 件 費				
	計				
港 湾 運 送 事 業 一 般 管 理 費	役 員 報 酬				
	給 料				
	手 当				
	賞 与				
	退 職 金				
	法 定 福 利 費				
	厚 生 福 利 費				
	そ の 他 人 件 費				
	計				
合 計					

港

事業者名

区		分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
一般港湾運送事業	船内荷役	自営した量	(トン)															
		下請させた量	関連下請	(トン)														
		合計	引き受けた量	(トン)														
	沿岸荷役	自営した量	(トン)															
		下請させた量	関連下請	(トン)														
		合計	引き受けた量	(トン)														
	はしけ運送	自営した量	(トン)															
		下請させた量	関連下請	(トン)														
		合計	引き受けた量	(トン)														
	いかだ運送	自営した量	(トン)															
		下請させた量	関連下請	(トン)														
		合計	引き受けた量	(トン)														
	統括管理	引き受けた量	(トン)															
			統括管理の下において	貨物量	(トン)													
			行った港湾運送に係る	割合	(%)													
港湾荷役事業	船内荷役	直請した量	貨物量	(トン)														
			自営した割合	(%)														
		下請した量	関連下請の関係にある	一般港湾運送事業者から引き受けた量	(トン)													
			その他の一般港湾運送事業者	から引き受けた量	(トン)													
	港湾荷役事業者から引き受けた量		(トン)															
	総計	(トン)																
	沿岸荷役	直請した量	貨物量	(トン)														
			自営した割合	(%)														
		下請した量	関連下請の関係にある	一般港湾運送事業者から引き受けた量	(トン)													
			その他の一般港湾運送事業者	から引き受けた量	(トン)													
港湾荷役事業者から引き受けた量	(トン)																	
総計	(トン)																	
はしけ運送事業	直請した量	貨物量	(トン)															
		自営した割合	(%)															
	下請した量	関連下請の関係にある	一般港湾運送事業者から引き受けた量	(トン)														
		その他の一般港湾運送事業者	から引き受けた量	(トン)														
はしけ運送事業者から引き受けた量		(トン)																
総計	(トン)																	
いかだ運送事業	直請した量	貨物量	(トン)															
		自営した割合	(%)															
	下請した量	関連下請の関係にある	一般港湾運送事業者から引き受けた量	(トン)														
		その他の一般港湾運送事業者	から引き受けた量	(トン)														
いかだ運送事業者から引き受けた量		(トン)																
総計	(トン)																	

備考

- この報告書は、一般港湾運送事業者、港湾荷役事業者（港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。）、はしけ運送事業者及びいかだ運送事業者（いかだ運送の許可を受けた者をいう。）が、港湾ごとに作成すること。
- 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。
- 関連下請の欄及び関連下請の関係にある一般港湾運送事業者から引き受けた量の欄には、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第16条第2項の規定により一般港湾運送事業者が自ら行ったものとみなされる行為に係る取扱貨物量を記入すること。
- 一般港湾運送事業の船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送及びいかだ運送の欄のうち百分率（%）の欄には、船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送及びいかだ運送のそれぞれについて、引き受けた貨物量のうち自営した貨物量の占める割合を記入すること。
- 一般港湾運送事業の統括管理の欄のうち百分率（%）の欄には、引き受けた貨物量のうち統括管理の下において行った港湾運送に係る貨物量の占める割合を記入すること。
- 港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業の直請した量の欄のうち百分率（%）の欄には、直請した貨物量のうち自営した貨物量の占める割合を記入すること。

港 湾 運 送 引 受 け 実 績 報 告 書 （ 年 度 ）

港		事業者名			
	委 託 者	取 扱 貨 物 量 （ ト ン ）			
		船 内 荷 役	沿 岸 荷 役	は し け 運 送	い か だ 運 送
一 般 港 湾 運 送 事 業	荷 主				
	船 舶 運 航 事 業 者				
	合 計				
港 湾 荷 役 事 業、 は し け 運 送 事 業 又 は い か だ 運 送 事 業	荷 主				
	船 舶 運 航 事 業 者				
	港 湾 運 送 事 業 者				
	合 計				

一 般 港 湾 運 送 の 引 受 け の 態 様	取 扱 貨 物 量 （ ト ン ）
船 内 荷 役 - 沿 岸 荷 役	
船 内 荷 役 - は し け 運 送 - 沿 岸 荷 役	
船 内 荷 役 - は し け 運 送	
船 内 荷 役 - い か だ 運 送	
は し け 運 送 - 沿 岸 荷 役	
そ の 他	
合 計	

備考

- 1 この報告書は、一般港湾運送事業者、港湾荷役事業者（港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。）、はしけ運送事業者及びいかだ運送事業者（いかだ運送事業の許可を受けた者をいう。）が、港湾ごとに作成すること。
- 2 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。



港

事業者名

（単位 トン）

品目	輸・移入、輸・移出の別		輸 入			輸 出			合 計
	輸 入	移 入	計	輸 出	移 出	計			
農 水 産 品	穀 物	ばら							
		包装							
	綿	花							
	その他農水産品	ばら							
包装・有姿									
林産品	原木	木							
	その他林産品								
産 品	石	炭							
	金 属	鉱							
	砂利・砂	石 材							
	原	塩							
	その他鉱産品								
金 属 ・ 機 械 工 業 品	鉄	鋼							
	非鉄	金 属							
	自動車	ト	ン						
		台							
その他金属・機械工業品									
化 学 工 業 品	セメント	ばら							
		包装							
	その他窯業品								
	石炭	製 品							
	化学	肥 料							
その他化学工業品									
軽 工 業 品	紙	パ	ル	プ					
		織	維	工 業 品					
	砂		糖						
	その他軽工業品								
雑	工 業 品								
特 殊 品	金 属	く	ず						
	動植物性飼料		肥 料						
	実入コンテナ	ト	ン						
		20フィート型（個）							
		40フィート型（個）							
		その他の型（個）							
	空コンテナ	ト	ン						
		20フィート型（個）							
		40フィート型（個）							
		その他の型（個）							
その他特殊品									
分類不能のもの									
計									

（単位 トン）

形態	輸・移入、輸・移出の別		輸 入			輸 出			合 計
	輸 入	移 入	計	輸 出	移 出	計			
接 岸	経 岸	公 共 埠 頭							
		専 用 埠 頭							
岸 沖 取	は し け 取	り							
		水 面 落 と し							
取	は し け 取	り							
		水 面 落 と し							
計									

備考

- この報告書は、一般港湾運送事業者及び港湾荷役事業者（港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。）が、自ら行った船舶への貨物の積み込み若しくは船舶からの貨物の取卸しについて港湾ごとに作成すること。
- 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。
- 内航船による沖取がある場合には、はしけ取りの欄に記入すること。

沿岸荷役実績報告書（ 年度）

港	事業者名
区 分	取 扱 貨 物 量 （ ト ン ）
総トン数500トン（内航海運業法施行規則（昭和27年運輸省令第42号）第9号様式備考1括弧書の船舶にあつては510トン）未満の接岸船舶に係る積卸しのうち当該船舶の揚貨装置を使用しないで行ったもの	
接岸船舶に係る積卸し（上記の積卸しを除く。）に直接に接続して行った沿岸荷役	
はしけ積卸し	
荷さばき場から荷さばき場への横持ち	
コンテナ詰出し	

備考

- この報告書は、一般港湾運送事業者及び港湾荷役事業者（港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。）が、自ら行った沿岸荷役について港湾ごとに作成すること。
- 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。

は し け 稼 働 実 績 報 告 書 （ 年 度 ）

港

事業者名

年度末における 稼働可能 はしけ	隻数（隻）	
	総積トン数（トン）	
稼働延積トン数（トン）		
輸 送 貨 物 量 （ ト ン ）	船 → 陸	
	陸 → 船	
	船 → 船	
	陸 → 陸	
	計	

備考

- この報告書は、一般港湾運送事業者及びはしけ運送事業者が、自ら行つたはしけ運送について港湾ごとに作成すること。
- 輸送貨物量は、港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。



労働者及び稼働実績報告書（年度）

港

事業者名

区 分	月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
現 場	職 員 (人)													
	常 用 勞 働 者 (人)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	日 雇 勞 働 者 雇 用 延 人 員 (人日)													
	日 雇 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
船 内 荷 役	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	常 用 勞 働 者 (人)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	日 雇 勞 働 者 雇 用 延 人 員 (人日)													
	日 雇 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
沿 岸 荷 役	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	常 用 勞 働 者 (人)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	日 雇 勞 働 者 雇 用 延 人 員 (人日)													
	日 雇 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
は し け 運 送	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	常 用 勞 働 者 (人)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	日 雇 勞 働 者 雇 用 延 人 員 (人日)													
	日 雇 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
い か だ 運 送	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	常 用 勞 働 者 (人)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	日 雇 勞 働 者 雇 用 延 人 員 (人日)													
	日 雇 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
合 計	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	常 用 勞 働 者 (人)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													
	常 用 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	日 雇 勞 働 者 雇 用 延 人 員 (人日)													
	日 雇 勞 働 者 稼 働 延 時 間 (時間)													
	派 遣 勞 働 者 稼 働 延 人 員 (人日)													

備考

- この報告書は、一般港湾運送事業者、港湾荷役事業者（港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。）、はしけ運送事業者及びいかだ運送事業者（いかだ運送事業の許可を受けた者をいう。）が港湾ごとに作成すること。
- 日雇労働者とは、日々雇入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者（派遣労働者を除く。）及び試みに使用される者をいう。
- 派遣労働者とは、港湾労働法（昭和63年法律第40号）第18条第1項にいう港湾派遣元事業主との労働者派遣契約に基づき、同事業主から派遣される者（2月以内の期間を定めて使用される者に限る。）をいう。

検数・検量取扱実績報告書（ 年度 ）

事業者名 \_\_\_\_\_

港 湾 名	揚 積 の 別	輸・移入、 輸・移出の別	取 扱 貨 物 量 （ ト ン ）	
			検 数	検 量
	陸 揚 げ	輸 入		
		移 入		
		計		
	船 積 み	輸 出		
		移 出		
		計		
	合 計			
~~~~~				
総 計	陸 揚 げ	輸 入		
		移 入		
		計		
	船 積 み	輸 出		
		移 出		
		計		
	合 計			

備考

- 1 この報告書は、検数事業者及び検量事業者が作成すること。
- 2 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。

鑑 定 取 扱 い 実 績 報 告 書 （ 年 度 ）

事業者名 \_\_\_\_\_

区 分	取 扱 件 数
倉 口 検 査	
積 付 検 査	
喫 水 検 査	
積 荷 重 量 検 定	
船 舶 ・ 油 槽 は し け の 検 査 ・ 液 量 検 定	
貨 物 の 損 害 及 び そ の 原 因 鑑 定	
合 計	

備考

- 1 この報告書は、鑑定事業者が作成すること。
- 2 積荷重量検定の欄には、デッドウエイトスケールを有しないはしけ等に係る検定の件数を記入すること。